

平成29年12月第15回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成29年12月1日第15回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
12番	大槻 和弘	13番	百井 いと子
14番	鈴木 邦昭	15番	木村 満
16番	熊田 芳子	17番	佐藤 アヤ
18番	佐藤 實		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 顕 一
税 務 課 長	菊 地 和 彦	町 民 生 活 課 長	山 田 勝 徳
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	南 條 守 一	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 山 茂 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	渡 辺 壮 一	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成29年12月第15回互理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番 高野孝一議員、10番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から12月8日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの8日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案6件、補正予算案7件、工事請負変更契約外17件、合計30件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情等5件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定しましたので報告します。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員からお手元に配付のとおり議員派遣結果報告書2件が提出されておりますので、報告いたします。

第6、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 本日、第15回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案29件及び報告1件でありま

す。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第94号「亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、ラスパイレス指数が県内最下位であることから、給与水準を改善し、職員の職務に対する使命感等の向上を図り、将来の人材確保につなげていくに当たって、行政職給料表7級制を導入するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第95号「亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、保育所等に利用申し込みを行っているが、その実施が当面行われない場合、非常勤職員は育児休業を子が2歳に達するまで再取得できることになったことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第96号「亘理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども医療費助成の入院・通院分の年齢拡大を実施するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第97号「亘理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例」につきましては、農村地域工業導入促進法が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改められたことに伴い、審議会の名称等の変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第98号「亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災からの災害復旧事業で整備した荒浜漁港フィッシャリーナをリニューアルオープンするに当たり、新たな施設の整備状況に合わせた使用料金等の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第99号「亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次一括法）第9条の規定により、公営住宅法等が改正されることに伴い、認知症患者等である入居者の収入申告義務の緩和規定を設けるなどの改正が必要になったため、条例の一部を改正するものであります。

議案第100号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その5）工事）」につきましては、去る11月10日に入札を執行した

避難道路整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第101号「工事請負契約の締結について（平成29年度（社総交）町道荒浜亘理浜吉田線道路改良工事）」につきましても、去る11月10日に入札を執行した町道整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第102号「工事請負契約の締結について（平成29年度亘理第5－1号汚水枝線（その2）工事）」につきましても、去る11月10日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第103号「工事請負変更契約の締結について（平成29年度亘理第5－2号汚水枝線工事）」につきましては、施工箇所の追加等に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第104号「工事請負変更契約の締結について（平成29年度中央第3－1号雨水幹線工事）」につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第105号「和解について」につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因して、町が放射性物質による被害対策に要した費用について損害賠償請求を行っているもののうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、これまで原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行っていたところ、同センターから和解案が提示されたことから、和解案のとおり相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第106号「町道の路線廃止について」及び議案第107号「町道の路線認定について」につきましては、県道荒浜港今泉線のルート変更に伴い、牛袋高須賀線の路線見直しが必要となったため、現在の認定区間を廃止し新たに路線全体を認定するほか、亘理町水産業共同利用施設復興整備事業用地として町道の一部を利用

するため、既存の町道2路線を廃止するものであります。

議案第108号及び議案第109号の「公の施設における指定管理者の指定について」は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで社会福祉法人亘理町社会福祉協議会に「亘理町ほのぼの園」及び「亘理町ゆうゆう作業所」各施設の指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ引き続き平成30年7月1日から平成33年3月31日まで地方自治法第244の2第3項の規定に基づき指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第110号「公の施設における指定管理者の指定について」は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで下郡区に「逢隈駅東自転車等駐車場」の指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第111号「公の施設における指定管理者の指定について」は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで浜吉田西区に「浜吉田駅西自転車等駐車場」の指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第112号から議案第115号までの「公の施設における指定管理者の指定について」は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで公益社団法人亘理町シルバー人材センターにそれぞれ「亘理駅西自転車等駐車場」及び「亘理駅東自転車等駐車場」並びに「亘理駅東駐車場」の3施設について指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、「亘理駅東駐車場」につきましては、機構改革により管理を施設管理課と生涯学習課に分割したことに伴い、「亘理駅東駐車場（南側）」と「亘理駅東駐車場（北側）」にそれぞれ分け、合計4施設について指定管理者の指定を行うものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第116号「平成29年度亶理町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億1,697万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億7,543万円とするものであります。

初めに、各款にわたり職員人件費の追加補正を行っておりますが、これは、4月以降の職員人事異動に係る給料、職員手当、共済費が主なものであります。

それでは、2款総務費から今回の補正の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、町有林管理経費において、10月23日に接近した台風21号の影響により南猿田林道ののり面が崩れたことなどから、復旧作業に係る機械借り上げ料120万円を追加補正するものであります。

次に、東日本大震災復興交付金基金費におきまして、避難道路整備事業、水産業共同利用施設復興整備事業を初めとする平成28年度分の繰越事業費の確定に伴う精算分等を復興交付金基金へ戻し入れするため、積立金として12億7,612万2,000円を追加補正するほか、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業におきましては、「女性活躍社会」に係る国の施策でありますマイナンバーカードの記載事項充実化に伴いシステム改修が必要となったことから、委託料480万4,000円を追加補正するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、初めに、介護保険事業経費におきまして、亶理町介護保険特別会計操出金455万8,000円を追加補正するものであります。

次に、障害者福祉費におきましては、障害者総合支援法の改正により平成30年度から障害福祉サービス等の報酬改定やサービスの拡大が実施される予定であることから、システム改修費として委託料130万円を追加補正するもののほか、障害者福祉サービス利用者及び利用率の増加などから、扶助費を5,029万5,000円追加補正するものであります。

次に、児童福祉事務経費におきまして、平成28年度分の子ども・子育て支援交付金等の確定に伴う国及び県への返還金等として271万円を追加補正するほか、子ども医療費支給経費におきましては、医療費に不足が生じる見込みであることから扶助費を追加補正するものと、平成30年4月より支給対象年齢を拡大するために必要なシステム改修費等を合わせ1,160万9,000円を追加補正するものであります。

続いて、障害児福祉事業経費におきましては、障害児施設利用者及び利用率の増

加などから扶助費を195万5,000円追加補正するほか、保育園経費におきましては、待機児童対策として平成30年4月に開園する予定であります保育施設2カ所の整備に対して補助金2,636万7,000円を追加補正するもの及び私立保育園等への各種事業補助金を実績に基づき243万9,000円追加補正するもの、さらには、扶助費についても実績等に基づき入所児童措置費1,733万3,000円を追加補正するものであります。

また、災害救助経費におきまして、災害援護資金貸付金の償還金として2,091万円を追加補正するものが民生費の主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、東日本大震災農業生産対策事業費において、事業の実施状況に伴い生産資材の追加導入などが必要となったことから、補助費309万円を追加補正するものであります。

次に、ため池樋門管理経費におきましては、台風21号の影響により長瀬ため池内に土砂が流入したことから、除去するための費用として委託料300万円を追加補正するほか、用排水路管理経費におきましても同様に、排水路等における土砂除去費用として使用料及び賃借料330万円を追加補正するものであります。

続いて、1項13目復興事業費におきましては、亘理町いちご団地造成事業を初めとする被災地域農業振興総合支援事業について、対象となる全ての事業が完了したことから、震災復興基金に積み立てている交付金の残額分を宮城県へ返還する経費として、合わせて9億870万6,000円を追加補正するものであります。

以上が、農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、観光施設管理経費において、荒浜漁港フィッシャリーナの災害復旧事業が平成30年1月末で完了することに伴い、平成30年4月からの供用開始に向け、係留施設及び管理倉庫等において必要となる備品購入費や光熱費127万2,000円を追加補正するものがその主なものであります。

8款土木費につきましては、初めに維持経費において、台風21号被害に伴う町道維持復旧費として工事請負費283万円を追加補正するほか、社会資本総合交付金事業費におきまして、交付額の決定に伴い、2事業を合わせて1億5,055万6,000円を減額補正するものであります。

次に、河川事務経費におきましても、台風21号被害による河川維持復旧費として工事請負費500万円を追加補正するほか、避難道路新設・整備事業費におきまして

は、町道五十刈線整備の進捗状況により、事業の一部が平成30年度までかかる見込みであることから、平成29年度分の工事請負費4,050万円を減額補正するとともに、平成30年度の債務負担行為を設定するものであります。

以上が、土木費の主なものであります。

10款教育費につきましては、小学校施設管理経費において、吉田小学校キュービクル更新工事実施の際に毒性の高いポリ塩化ビフェニルが発見されたことから、適正に処分するための委託料110万円を追加補正するとともに、寄附金を活用し、図書館用図書を整備する費用及び平成30年度に入学する児童の教育に必要となる各種備品等を購入する費用を合わせて180万円を追加補正するものであります。

次に、中学校施設整備事業につきましては、亘理中学校プールにおいて、プールサイドの防滑シートが劣化により剥離した危険な状態であることから、改修工事費として1,004万円を追加補正するものであります。

以上が教育費の主なものとなります。

11款災害復旧費につきましては、林業施設災害復旧費において、台風21号の大雨等により被災した林道一ノ坂線について、宮城県の補助事業として復旧するための経費3,000万円を追加補正するものであります。

次に、公共土木施設災害復旧費におきましては、東日本大震災により被害を受けた吉田東部地区の町道7路線については、圃場整備や太陽光発電施設整備等の事業が進捗したことなどから、今後災害復旧工事を実施するに当たり必要となる測量調査設計業務委託料360万円を追加補正するとともに、事業が2カ年にわたることから、次年度の債務負担行為を設定するものであります。

続いて、海洋センター災害復旧費につきましては、漕艇場の復旧に当たり、浮き栈橋等の備品購入費に不足が生じる見込みであることから629万円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、復旧・復興事業の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税2億6,651万3,000円を追加補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、歳出における社会福祉費や児童福祉費等の増額に係る国庫負担分補助金の追加補正を初め、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う国庫補助金の減額補正、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助

金の追加補正などを合わせ、総額3,860万1,000円を減額補正するものであります。

14款県支出金につきましても、国庫支出金と同様に歳出における社会福祉費や児童福祉費等の県負担分として、それぞれ負担金・補助金を追加補正するもののほか、宮城県農業生産早期再開対策事業補助金及び林業施設災害復旧費補助金の追加補正などを合わせ、総額4,787万2,000円を追加補正するものがその主なものであります。

16款寄附金につきましては、教育振興の目的で株式会社リード様より100万円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。長年にわたるご厚意に衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、歳出で説明しました被災地域農業復興総合支援事業の完了に伴う返還分として震災復興基金繰入金9億870万6,000円を追加補正するもののほか、歳出における避難道路新設・整備事業の減額補正及び平成28年度分の繰越事業費の確定に伴い、歳出予算計上済みであります水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通施設）の財源として、東日本大震災復興交付金基金繰入金9億7,923万7,000円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金5,431万6,000円を減額補正するものであります。

19款諸収入につきましては、災害援護資金貸付金の返還があったことから、貸付金元金収入として1,817万5,000円を追加補正するもののほか、平成28年度分の後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の精算に伴う返還金として2,752万1,000円を追加補正するものが主なものであります。

20款町債につきましては、公共ゾーン内の道路整備事業の財源として町道新設改良事業債5,400万円を追加補正するほか、林道一ノ坂線災害復旧事業の財源として、林業施設災害復旧事業債630万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加及び変更につきましては、各種指定管理業務委託について、平成30年度から平成32年度までの限度額を設定するもののほか、歳出でも説明いたしました避難道路である町道五十刈線道路改良工事及び町道大畑浜線外6路線測量調査設計業務委託につきまして、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年度における限度額を設定するものであります。また、平成29年度から3カ年かけて実施する計画であります家屋特定調査業務委託について、平成30年度から平成31年度までの限度額を2,745万4,000円から

3,240万円に変更するものであります。

最後に、第3表地方債の追加であります。道路整備事業債及び林業施設災害復旧事業債の借入限度額について追加設定するものであります。

議案第117号「平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,215万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、支払い額の確定に伴い、後期高齢者支援金134万2,000円、介護納付金173万7,000円を減額補正するものが主なものであります。

歳入につきましては、療養給付費負担金において実績見込みに基づき185万4,000円を追加補正するほか、保険基盤安定繰入金を1,193万3,000円減額補正するものであり、歳入歳出差し引きの不足額として財政調整基金繰入金731万6,000円を追加補正するものが主なものであります。

議案第118号「平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,215万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,216万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、初めに、1款一般管理費において、人件費の増額及び消費税等の公課費の減額を合わせ171万5,000円を追加補正するほか、維持管理費におきましては、台風21号の影響により南町北地区等の雨水路に土砂が堆積したことから、しゅんせつ業務委託料として500万円を追加補正するものであります。

次に、2款下水道事業費につきましては、社会資本整備事業費において交付金の採択状況に伴い、8,200万円を減額補正するものであります。

また、4款公債費につきましては、平成28年度借り入れに伴う影響額として、地方債利子686万6,000円を減額補正するものであります。

歳入につきましては、歳出における社会資本整備事業費の減額に伴い、社会資本整備総合交付金4,200万円及び公共下水道事業債3,780万円を減額補正するほか、一般会計からの繰入金235万1,000円を減額補正するものであります。

最後に、地方債の変更になりますが、公共下水道事業債について、歳出における社会資本整備事業費の減額に伴い、起債限度額を3億6,380万円から3億2,600万

円に減額するものであります。

議案第119号「平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,157万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款一般管理費において、平成30年4月からの介護保険制度改正に対応するためのシステム改修費等として、委託料547万円を追加補正するものであります。

2款保険給付費につきましては、今年度の給付実績に基づき、高額介護サービス175万9,000円を追加補正するものであります。

4款地域支援事業費につきましては、医療と介護における連携事業の一環として、町内各機関のサービス内容や所在地、連絡先等の情報を提供する「医療・介護サービスマップ」を作成するため、委託料87万8,000円を追加補正するものが主なものであります。なお、当マップにつきましては、町内の全戸に配付する予定であります。

歳入につきましては、歳出2款保険給付費及び4款地域支援事業費における追加補正に対する国・県支出金、支払い基金交付金、介護給付費繰入金などのルール分としての追加補正を行うものであります。また、介護保険制度改正に伴うシステム改修費に対する国庫補助金131万円を追加補正するほか、8款事務費繰入金416万円を追加補正するものが主なものであります。

議案第120号「平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2万円とするものであります。

今回の補正につきましては、わたり温泉鳥の海管理運営費における職員人件費について、人事異動に伴い退職手当組合負担金35万6,000円を追加補正するものであります。また、その調整財源として、歳入において一般会計繰入金を同額追加補正するものであります。

議案第121号「平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ388万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,643万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び保険基盤安定負担金について、その額が確定したことから、388万9,000円を減額補正するものであります。

歳入につきましては、歳出予算の減額補正に伴い、一般会計からの保険基盤安定繰入金336万3,000円を減額補正するとともに、保険料繰越金52万6,000円を減額補正するものであります。

議案第122号「平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきましては、平成28年度債の支払い利息確定により185万2,000円を減額し、総額を8億7,997万3,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、災害復旧事業に係る国庫補助金等の増などを合わせ456万円増額し、総額を2億222万6,000円とするものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第17号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成29年9月7日に亙理町内で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成29年11月17日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 高 野 孝 一

署 名 議 員 佐 藤 正 司